

# 独占禁止法に関する相談事例集（令和6年度）

令和7年6月

公正取引委員会



## 目 次

第 1 はじめに.....	1
1 「独占禁止法に関する相談事例集」について .....	1
2 公正取引委員会ウェブサイト上に掲載している相談事例集関係の情報について .....	1

第 2 相談事例.....	2
---------------	---

<事業者の活動に関する相談>.....	2
---------------------	---

相談事例 1 家電メーカーによる取引先事業者に対する一般消費者への販売価格の指示.....	2
---	---

家電メーカーが、家電製品の一般消費者への販売に至るまでに生じるリスクと費用を自ら負担することを前提として、取引先事業者に対し、一般消費者への販売価格を指示することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

相談事例 2 医療用医薬品卸売事業者による中山間地域等向け配送の共同化.....	6
--	---

医療用医薬品卸売事業者 3 社と運送事業者 1 社が協力し、中山間地域等への医療用医薬品の配送を維持するために配送を共同化することは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

相談事例 3 事業者による発展段階の市場における共同調達【グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に関する相談】.....	10
---	----

事業者数社が、大気中に放出される二酸化炭素の排出量削減を目的とする C C S 事業の共同実施に必要となる装置の導入に当たり、当該装置を構成する機器やその稼働に必要な資材を共同で調達することは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

※ C C S : Carbon dioxide Capture and Storage (二酸化炭素回収・貯留)

相談事例 4 放送事業者による広告審査業務の共同化.....	15
--------------------------------	----

放送事業者 5 社が、新たに共同で団体を設立し、従来各社で行っていた広告審査業務の一部を当該団体に委託する取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

相談事例 5 メーカーによる温室効果ガス排出量削減に向けたパッケージの仕様の共同研究等【グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に関する相談】.....	18
--	----

メーカー数社が、温室効果ガス排出量削減に向け、パッケージの一部を小型化・軽量化するための共同研究等を実施することは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

＜事業者団体の活動に関する相談＞ ..... 23

相談事例6 ガソリンスタンド過疎地における休業日の調整（休日輪番制） ..... 23

事業者団体が、特定のガソリンスタンド過疎地において、会員が経営するガソリンスタンド間で休業日を調整する取組を行うことについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

相談事例7 事業者団体の構成事業者に対するアンケートの実施及び集計結果の共有（事前相談制度による相談、令和6年12月23日公表） ..... 26

一般社団法人日本種苗協会が、会員事業者のうち野菜種子部会に所属する事業者に対し、特定の野菜品目類ごとの種子に係る生産地域ごとの作柄について、選択式による任意回答のアンケートを実施し、その結果を集計したものに客観的な統計処理等を行った情報を野菜種子部会員に共有しようとする事について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

相談事例8 後発医薬品メーカーの団体が供給状況等を分析して公表する取組... 29

後発医薬品メーカーの団体が、当該医薬品メーカーの団体が属する連合会が調査して公表する出荷状況等のデータを基に分析を行い、それにより得られた医薬品の有効成分別の供給状況を概括的にまとめて整理し、公表する取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

相談事例9 業務提携に向けた情報共有等 ..... 33

事業者団体とその会員である輸送用機械のメーカーが、購入した部品の共同配送の実施に向けた情報共有及び検討を行った上で、会員間で共同配送を実施することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

相談事例10 協同組合の共同あっせん事業に伴って行われる価格情報等の共有... 38

協同組合が行う共同あっせん事業において、組合員の価格情報等を取りまとめ、組合内で共有した上で営業活動に用いる取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

参考1 <相談制度の概要> ..... 41

参考2 <相談窓口一覧> ..... 42

参考3 <独占禁止法に関する相談件数> ..... 43

参考4 <ガイドライン> ..... 44

## 第1 はじめに

### 1 「独占禁止法に関する相談事例集」について

- (1) 公正取引委員会は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の運用に当たり、独占禁止法違反行為の未然防止と事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）の適切な事業活動に役立てるため、各種のガイドラインを公表し、どのような行為が独占禁止法上問題となるのかを明らかにするとともに、事業者等が実施しようとする具体的な行為に関して個別の相談に対応している。

また、公正取引委員会は、事業者等の独占禁止法に関する理解を一層深めることを目的として主要な相談事例を取りまとめ、「独占禁止法に関する相談事例集」（以下「相談事例集」という。）として毎年公表している。令和7年においても、令和6年度（令和6年4月から令和7年3月までの間）における事業者等の活動に関する主要な相談事例を取りまとめた。

- (2) 相談事例集には、独占禁止法に関する相談（企業結合に関するものを除く。）であって、相談者以外にも今後の事業活動の参考になると考えられる事案を掲載している。相談事例集においては、「事業者等の活動に係る事前相談制度」（参考1参照。以下「事前相談制度」という。）に基づいて公表した事例等既に相談者名等を公表しているものを除き、相談者名等を非公表としている。また、相談の要旨等については、分かりやすくするための変更を行っているため、必ずしも実際の事案と一致するものではない。

### 2 公正取引委員会ウェブサイト上に掲載している相談事例集関係の情報について

- (1) 過去の相談事例（令和6年度のものを含む。）

キーワードで過去の相談事例を検索できるほか、年度別、行為類型別、産業分類別並びに主なテーマ（グリーン関連相談、インボイス関連相談、共同配送関連相談及び時間外労働上限規制（2024年問題）への対応に関する相談）別に相談事例を整理して掲載している。

（相談事例集） <https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/>

- (2) 法令・ガイドライン等（独占禁止法）、よくある質問コーナー（独占禁止法）

独占禁止法に関する法令・ガイドライン（本事例集に引用等している事業者等の活動に関するガイドラインは参考4参照）及び一般的なQ & Aを掲載している。

（法令・ガイドライン等） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/index.html>

（よくある質問コーナー） [https://www.jftc.go.jp/dk/dk\\_qa.html](https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html)

## 第2 相談事例

### <事業者の活動に関する相談>

#### 相談事例1 家電メーカーによる取引先事業者に対する一般消費者への販売価格の指示

家電メーカーが、家電製品の一般消費者への販売に至るまでに生じるリスクと費用を自ら負担することを前提として、取引先事業者に対し、一般消費者への販売価格を指示することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

#### 1 相談者

×社（家電メーカー）

#### 2 相談の要旨

(1) ×社は、流通事業者を通じて自社が製造した家電製品を一般消費者に販売している。×社の家電製品の流通経路には次の二つがある。

ア ×社から小売業者を通じて一般消費者に販売する場合（以下「直接取引」という。）

イ ×社から卸売業者及び小売業者を通じて一般消費者に販売する場合（以下「卸売取引」という。）

前記ア及びイいずれの取引についても、以下では卸売業者及び小売業者を併せて「取引先事業者」という。

(2) 直接取引の場合、×社は、小売業者との間で、家電製品の売買等に関する基本契約（以下「基本契約」という。）を締結している。また、自社が製造する幅広い分野の家電製品（以下「対象家電製品」という。）について、小売業者との間で、基本契約に加え、次のような覚書（以下「本件覚書」という。）を締結することを検討している。

ア ×社と小売業者は、対象家電製品について、基本契約に基づく個別契約により売買を行う。

イ ×社は、小売業者に対し、×社の指定する価格で対象家電製品を販売することを義務付ける。指定する価格は、競合品の市況等に合わせて変更することがある。

ウ ×社は、商品受領時の検査義務及び商品に契約不適合を発見した場合の売主（×社）への通知義務が小売業者によって履行されたか否かにかかわらず、小売業者に納入した対象家電製品について契約不適合責任を負い、当該対象家電製品に契約不適合が発見された場合には、×社の費用負担により当該対象家電製品の返品を受けるとともに、速やかに代替商品を納入する。

エ 小売業者に納入後の対象家電製品について滅失、毀損等の損害が生じた場合（例えば、自然災害等に伴う損害が生じた場合）には、小売業者が善管注意義務を怠ったことに起因するものを除いて、X社が当該損害を負担する。

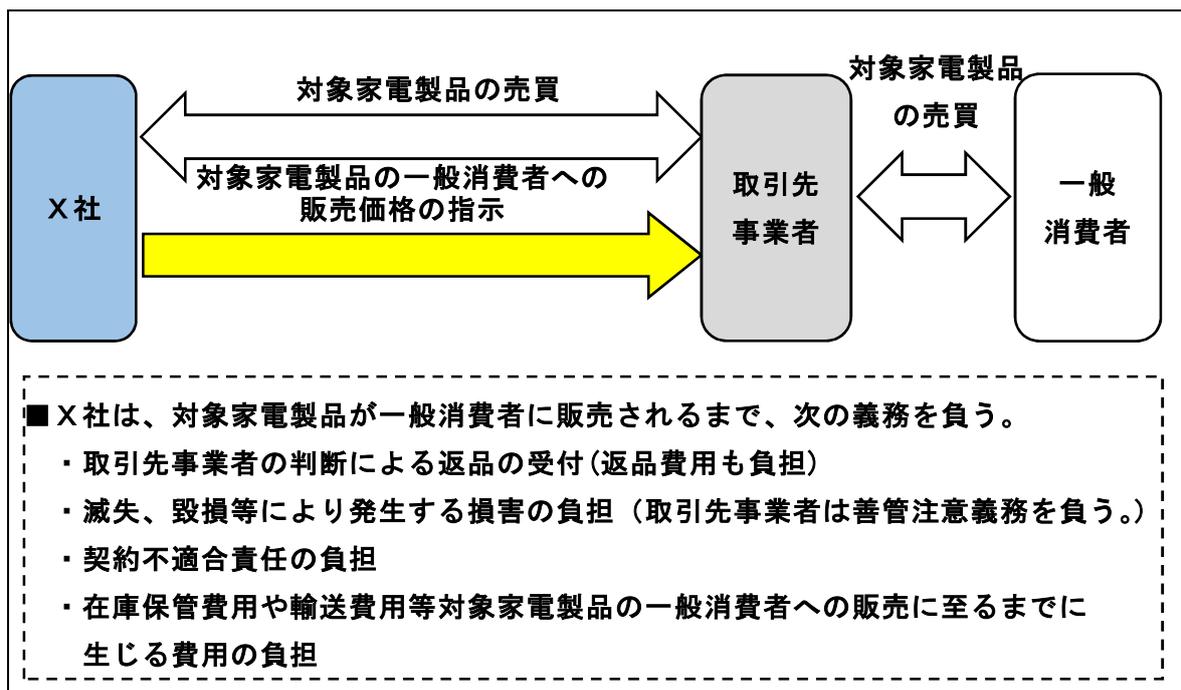
オ 小売業者は、対象家電製品の納品日以降、いつでも、自らの判断により対象家電製品を返品することができる。X社は、返品費用を負担するとともに、代金相当額を返金する（納品月の末日までの返品の場合には、小売業者は代金の支払自体が不要）。

さらに、X社は、本件覚書の締結に際し、小売業者に対し、本件覚書の内容を実施するに当たり生じる在庫保管費用や輸送費用等対象家電製品の一般消費者への販売に至るまでに生じる費用をX社が負担すること、当該費用の項目及びその負担方法並びに当該費用の項目に不足があるなどとして協議を希望する場合にはその旨を申し出ることができることを明示した上で、小売業者から申出があった場合、当該申出の内容について小売業者と協議し、これら一連の過程で確認された費用を自ら負担することも併せて検討している。

(3) X社は、卸売取引においても、取引先事業者を通じ、X社の指定する価格で対象家電製品を一般消費者に販売することとしており、直接取引とスキームは異なるものの、X社は、直接取引と同様に対象家電製品の一般消費者への販売に至るまでに生じるリスクと費用を自ら負担すること等を検討している。

このようなX社の取組（以下「本件取組」という。）は、独占禁止法上問題となるか。

#### ○本件取組の概要図



### 3 独占禁止法上の考え方

- (1) 正当な理由がないのに、事業者が自己の供給する商品を購入する相手方の当該商品の販売価格（再販売価格）の自由な決定を拘束することは、不公正な取引方法（独占禁止法第2条第9項第4号（再販売価格の拘束））に該当し、違法となる（独占禁止法第19条）。

しかし、事業者の取引先事業者が単なる取次ぎとして機能しており、実質的にみて当該事業者が販売していると認められる場合には、当該事業者が当該取引先事業者に対して価格を指示しても、通常、違法とはならない。

そのような例としては次のものがある。

【参考】流通・取引慣行ガイドライン第1部第1-2(7)①

委託販売の場合であって、受託者は、受託商品の保管、代金回収等についての善良な管理者としての注意義務の範囲を超えて商品が滅失・毀損した場合や商品が売れ残った場合の危険負担を負うことはないなど、当該取引が委託者の危険負担と計算において行われている場合

- (2) 基本契約において、X社と取引先事業者との取引は、売買とされており、一般消費者に対する委託販売ではない。しかし、本件取引におけるX社と取引先事業者との間の取引については

ア 取引先事業者は、納品日から一般消費者等への販売までの間、いつでも対象家電製品を返品することが可能であり（X社は、返品費用を負担するとともに、代金相当額を返金する。）、対象家電製品に係る売れ残りのリスクについては、実質的にX社が負っていること

イ 一般消費者への販売前の対象家電製品に契約不適合があった場合の責任については原則としてX社が負うこと、また、商品の滅失、毀損等の対象家電製品に係る在庫管理上のリスクについても、原則としてX社が負っており、取引先事業者は、善管注意義務を怠ったことに起因するものを除いて、当該リスクを負担しないこと

ウ 一般消費者に対する販売における代金回収方法は、現金やクレジットカードによる決済が用いられるなど、実質的に代金回収不能のリスクを取引先事業者が負担することはないこと

エ 取引先事業者に対し、本件覚書の内容を実施するに当たり生じる在庫保管費用や輸送費用等対象家電製品の一般消費者への販売に至るまでに生じる費用をX社が負担すること、当該費用の項目及びその負担方法並びに当該費用の項目に不足があるなどとして協議を希望する場合にはその旨を申し出ることができることを明示した上で、取引先事業者から申出があった場合、当該申出の内容について取引先事業者と協議し、これら一連の過程で確認された費用を自ら負担すること

から、X社が、対象家電製品の一般消費者への販売に至るまでに生じるリスクと費用を自ら負担することを前提として行われているものということができる。すなわち、本件取組において、取引先事業者は単なる取次ぎとして機能しているにすぎず、実質的にみてX社が一般消費者に対して対象家電製品を販売しているといえる。

したがって、本件取組は、再販売価格の拘束として独占禁止法上問題となるものではない。

#### **4 回答**

本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

## 相談事例2 医療用医薬品卸売事業者による中山間地域等向け配送の共同化

医療用医薬品卸売事業者3社と運送事業者1社が協力し、中山間地域等への医療用医薬品の配送を維持するために配送を共同化することは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 1 相談者

X社、Y社及びZ社（いずれも医療用医薬品卸売事業者）並びにW社（運送事業者）

### 2 相談の要旨

- (1) X社、Y社及びZ社の3社（以下「3社」という。）は、いずれも、多種多様な品目の医療用医薬品群（以下「医薬品群M」という。）を扱う卸売事業者であり、A県内で営業している。A県内における3社の医薬品群Mに係る市場シェアは、X社が約30パーセント、Y社が約20パーセント、Z社が約10パーセントであり、合計約60パーセントと推計される。W社はZ社の物流子会社であり、医薬品の配送業務を行っている。
- (2) 3社は、いずれもA県内のa市に医薬品群Mの配送拠点を設けているほか、A県内に複数の営業所等を設けている。3社は、それぞれの配送拠点又は営業所等に保管している医薬品群Mを、A県内の病院、薬局等の需要者（以下「需要者」という。）に対し、自ら配送している（自らの子会社に委託して配送する場合を含む。）。
- (3)ア 一般に医薬品は品質、有効性及び安全性の確保等の観点から、厳しく管理されているところ、医薬品群Mは品目数が多く、品目ごとに重量や保管時の温度が異なることから配送条件が様々であり、需要者の依頼による頻回配送や緊急の配送も生じている。一方で、地方の働き手の不足や物流業界の働き方改革への対応といった社会的要請もあり、流通の効率化が課題となっている。

さらに、A県は鉄道網や高速道路網が脆弱であるため、中山間地域等の過疎化が進行する地域（A県内の面積の大半を占める。以下「山間部」という。）にまばらに存在する需要者に対し、3社は一般道路で片道何時間も掛けて医薬品群Mを配送しており、とりわけ配送人員の確保が困難である。
- イ 医薬品群Mの供給に要する費用のうち配送費の占める割合は極めて小さいものの、3社は、A県の山間部向け配送のために追加の人員を確保することや、卸売価格に当該人員の確保に係る費用を付加することが難しい状況にあるため、単独ではA県の山間部向け医薬品群Mの配送を維持することが極めて困難であると認識している。

ウ A県の山間部向け医薬品群Mの3社の販売額は、3社のA県全体の医薬品群Mの販売額の約20パーセントを占めており、残りの約80パーセントはA県の都市部向けの医薬品群の販売額である。

(4) そこで3社は、医療用医薬品の流通の効率化を図り、A県の山間部向け医薬品群Mの配送サービスの維持を図るため、A県の山間部の需要者向けに配送する医薬品群Mのほとんどについて、以下のアないしウの内容で、W社に一括して配送を委託することを計画している（以下「本件取組」という。）。

なお、a市中心部など都市部の需要者に対しては、本件取組後も、3社が各自配送を行う。また、本件取組への参加は自由であり、3社は、医薬品群Mのうち、本件取組の利用を希望しない医療用医薬品について、引き続き自らA県の山間部の需要者に配送することができる。

ア 共同配送する区間は、a市内の3社の配送拠点からA県の山間部の各需要者の間とする。本件取組の実施に向けて、3社はそれぞれが配送を希望する地域の情報のみを共有し、共同配送の対象地域を定める。本件取組の開始後、3社はそれぞれW社との間で配送日時を調整し、他の2社と情報交換をすることはない。

イ 3社は配送希望の連絡をW社に行い、それを受けたW社の車両が3社の配送拠点を順に回り、地域別・配送先別に仕分けされた荷物を集荷し、A県の山間部の各需要者に一括して配送する。運賃は、W社が3社からの荷物量で案分した運賃を計算し、3社に個別に請求する。

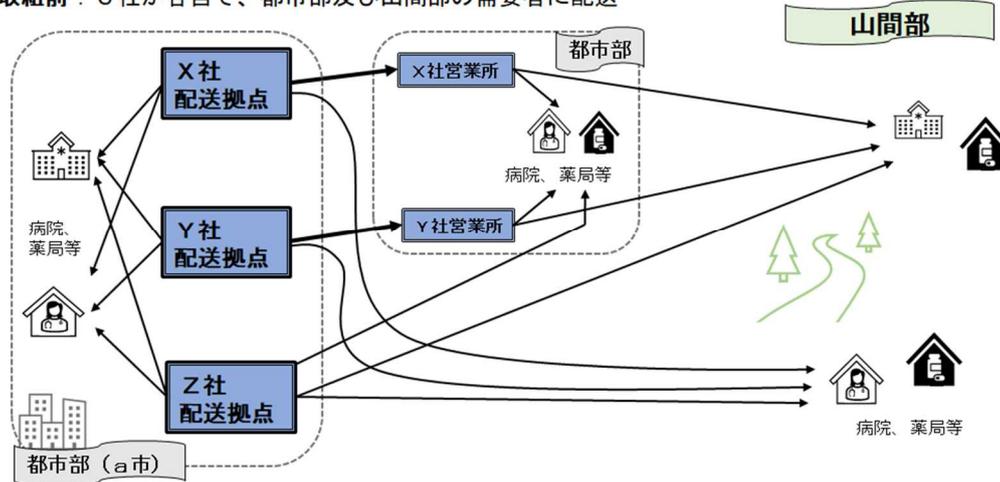
ウ W社は、事前に3社それぞれとの間で、知り得た情報を社外と共有・交換しない旨の条項を含む秘密保持契約を締結する。このため、W社は、3社から配送を受託するに当たり、3社それぞれの配送先、配送される医療用医薬品の名称、数量といった情報に接することとなるが、当該情報を他の2社に共有することはない。また、W社とその親会社であるZ社は、組織上及びシステム上分離されており、Z社の従業員はW社のシステムにアクセスできない。

本件取組は、独占禁止法上問題となるか。

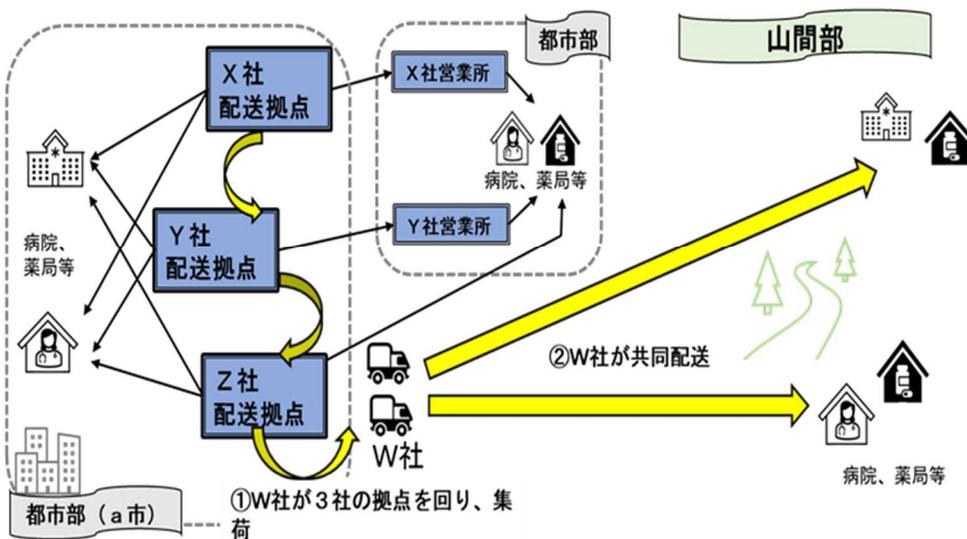
### ○本件取組の概要図

図中の矢印は、いずれもA県において医薬品群Mを配送する車両の移動を表す。

取組前：3社が各自で、都市部及び山間部の需要者に配送



取組後：山間部の需要者への配送のみを、W社が3社分取りまとめて配送



### 3 独占禁止法上の考え方

- (1) 事業者が、契約、協定その他何らの名義をもってするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することは、不当な取引制限（独占禁止法第2条第6項）に該当し、独占禁止法上問題となる（独占禁止法第3条）。

(2) 本件取組は、A県の医薬品群Mの卸売市場において競争関係にある3社が、従前自ら需要者に医薬品群Mの配送を行っていたところ、そのうち3社のA県全体の医薬品群Mの販売額の約20パーセントに当たる山間部の需要者への配送を共同化する取組であるが、

ア 本件取組は、医療用医薬品の運送の効率化を図り、3社それぞれが単独では維持することが難しいA県の山間部向け医薬品群Mの配送サービスの維持を目的とするものであること

イ 本件取組により、山間部向けの配送費が3社間で統一されることになるものの、医薬品群Mの供給に要する費用のうち配送費の占める割合は極めて小さいことから、本件取組によって3社の間で共通化されるコストの割合は小さく、本件取組が3社の卸売価格、数量等に影響を及ぼすおそれが小さいこと

ウ 本件取組への参加は自由であること

エ 本件取組が行われても、次の内容を含め、情報管理が適切に行われている限り、3社間で協調的な行動が助長されるおそれがないこと

(7) 3社は、互いに相手方の配送先、配送する医療用医薬品の名称、価格、数量等、重要な競争手段に関する情報を共有しないこと

(4) W社は、本件取組により、3社の配送先、配送する医療用医薬品の名称及び数量に係る情報に接するものの、秘密保持契約及びW社の親会社であるZ社との組織的分離により、当該情報をZ社を含む他社に伝達しないこと

(7) 3社のA県全体の医薬品群Mの販売額の約80パーセントを占めるA県の都市部向けの医薬品群Mは、引き続き3社がそれぞれ配送すること

から、本件取組の対象市場をA県の医薬品群Mの卸売市場とみた場合であっても、そのうちの山間部向けの卸売市場とみた場合であっても、これらの市場における競争を実質的に制限するものではなく、独占禁止法上問題となるものではない。

#### 4 回答

本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

### 相談事例3 事業者による発展段階の市場における共同調達【グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に関する相談】

事業者数社が、大気中に放出される二酸化炭素の排出量削減を目的とするCCS事業の共同実施に必要な装置の導入に当たり、当該装置を構成する機器やその稼働に必要な資材を共同で調達することは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

※CCS：Carbon dioxide Capture and Storage（二酸化炭素回収・貯留）

#### 1 相談者

X社ら数社

#### 2 相談の要旨

- (1) X社ら数社（以下「X社ら」という。）は、2050年までのカーボンニュートラル<sup>1</sup>の実現に向けて、X社らの自社工場から大気中に放出される二酸化炭素の排出量を削減するため、数年以内に二酸化炭素の回収・貯留事業（以下「CCS事業」という。）を共同で実施することを検討している。
- (2) CCS事業は、排出ガスから二酸化炭素を分離して回収し、それを貯留地に輸送して貯留する過程から成る。CCS事業は、大気中に放出される二酸化炭素の排出量を大幅に削減するものであり、脱炭素化が困難な産業におけるカーボンニュートラルの実現に不可欠な事業とされている。一方で、CCS事業は世界的にも予見可能性が低いとされており、欧米では政府の支援により、CCSを先行的に事業化することで、CCS事業の自立化を図ることを目指している。我が国でも、政府として、2030年までのCCS事業開始に向けた事業環境を整備するため、模範となる先進性のあるプロジェクトの開発及び操業を支援する方針が示されている<sup>2</sup>。
- (3) CCS事業を実施するためには、二酸化炭素の分離回収、輸送及び貯留の各過程において、その過程での技術の確立とともに、必要となる物品等（以下「必要物品等」という。）を調達する必要がある。現時点では、いずれの過程においても技術が確立している状況がなく、将来的な必要物品等の供給の動向は不明である。また、国内ではCCS事業について先進性のある複数のプロジェクトが進められている

<sup>1</sup> カーボンニュートラルとは、「人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれ」ことをいう（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条の2）。

<sup>2</sup> 参考：「第7次エネルギー基本計画」（令和7年2月18日閣議決定）及び「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（令和5年7月28日閣議決定）。

ものの、前記(2)のとおり、CCS事業の予見可能性の低さから政府がCCS事業の自立化を支援している状況にあり、各過程で必要となる技術も確立していないことから将来的な必要物品等の需要の動向も不明である。そのため、CCS事業の各過程における必要物品等の調達については、安定的・継続的な市場が形成されているとまではいえない。

また、前記(2)のとおり、現段階のCCS事業は政府がその自立化を支援している状況にあることから、X社ら及び国内でCCS事業について先進性のあるプロジェクトを進めている他の事業者は、CCS事業全体又はその過程の一部を他社に役務として提供することを具体的には計画しておらず、CCS事業全体又はその過程の一部における役務の提供についても、安定的・継続的な市場が形成されているとまではいえない。

- (4) CCS事業のうち、分離回収過程では、排出ガスから二酸化炭素を分離し回収するための装置（以下「分離回収装置」という。）に多額のコストが掛かる。また、その後続く輸送や貯留の過程でも、分離回収した場所から貯留地までの輸送や貯留施設の維持管理のために多額のコストが掛かる。このような状況下において、CCS事業を事業として成立させ、実施していくには、コストの削減が必要である。

- (5) そこで、CCS事業の実施に要するコストを削減することができる限られた手段として、X社らは、分離回収装置に関し同一のライセンスを採用する場合に、当該ライセンスによって仕様が規定されている分離回収装置を構成する機器や同装置の稼働に必要な資材（以下「分離回収装置の構成機器等」という。）の調達について、共同で実施することを検討している（以下「本件取組」という。）。

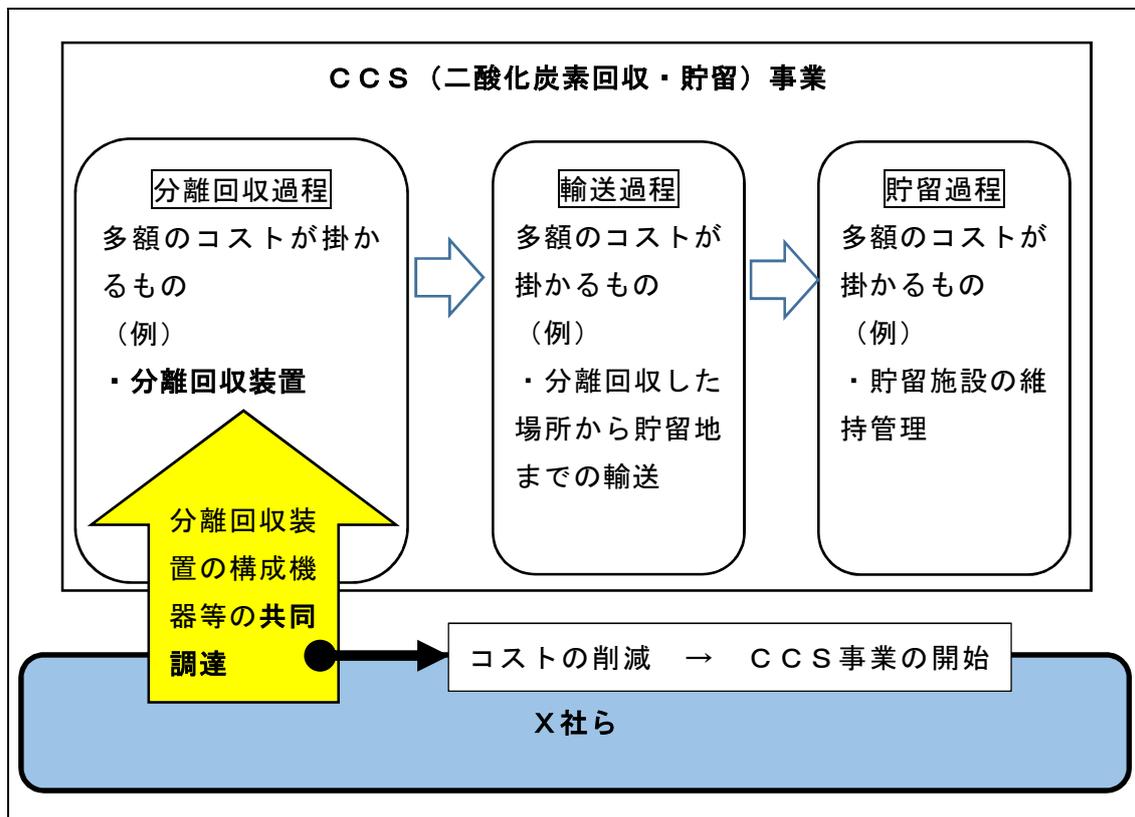
なお、必要物品等の調達について、前記(3)のとおり、安定的・継続的な市場が形成されているとまではいえず、そのうちの分離回収装置の構成機器等に係る調達についても安定的・継続的な市場が形成されているとはいえないことから、X社らの当該調達市場に係るシェアは算定することができない。ただし、分離回収装置の構成機器等の需要者は、X社ら以外にも十数社存在している。また、分離回収装置の構成機器等の供給者については、分離回収装置の構成機器等の物品ごとに、その販売を行う事業者が数社にとどまっている。

CCS事業の分離回収過程における分離回収役務の提供についても、前記(3)のとおり、安定的・継続的な市場が形成されているとまではいえないことから、X社らの当該役務提供市場に係るシェアは算定することができない。そもそも、現段階では、X社ら及び国内でCCS事業について先進性のあるプロジェクトを進めている他の事業者は、CCS事業の分離回収過程を他社に役務として提供することを具体的には計画しておらず、当該役務提供が可能な供給者も、またその需要者も不明で

ある。

本件取組は、独占禁止法上問題となるか。

### ○本件取組の概要図



### 3 独占禁止法上の考え方

(1)ア 事業者が、契約、協定その他何らの名義をもってするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することは、不当な取引制限（独占禁止法第2条第6項）に該当し、独占禁止法上問題となる（独占禁止法第3条）。

イ 共同購入は、原材料・部品・設備についての安定的・効率的な調達を通じて競争促進効果を持つものであり、独占禁止法上問題なく実施できる場合が多いが、当該共同購入の対象商品の購入市場、又は当該商品を利用して供給する商品若しくは役務の販売市場における競争が実質的に制限される場合、独占禁止法上問題となる。

このため、共同購入に係る独占禁止法上問題となるか否かの検討に当たっては、

①共同購入の対象商品の調達市場及び②当該商品を利用して供給する商品又は役務の販売市場への影響について検討することとなるところ、まず、競争制限効果の有無について、次の点を考慮して検討が行われる。

① 購入市場については、共同購入への参加者の市場シェアや競争者の存在等

② 販売市場については、共同購入への参加者の市場シェアが高い場合に、

- ・ 商品又は役務の供給に要するコストに占める共同購入の対象となる原材料等の購入額の割合
- ・ 販売価格等の情報交換や共有の可能性

③ 共同購入への参加が自由であり、制限が課されていないか

競争制限効果がない場合は独占禁止法上の問題とはならず、競争制限効果が認められる場合は、取組の目的の合理性及び手段の相当性を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果及び競争促進効果について総合的に考慮して、競争の実質的制限を生じさせるものであるか否かを判断することとなる。

【参考】グリーンガイドライン第1の3(2)イ(エ)「共同購入」

(2)ア 本件取組の結果、コストの削減が図られ、CCS事業が実施できた場合、大気中に放出される二酸化炭素の排出量を大幅に削減することが見込まれることから、グリーン社会の実現に向けた取組であることが認められる。以下、これを前提に検討する。

イ 本件取組は、X社らが、分離回収装置の構成機器等を共同で調達するものである。本件取組においては、①共同調達の対象商品である分離回収装置の構成機器等についても、②当該商品を利用して供給する商品又は役務である分離回収役務のいずれについても安定的・継続的な市場が形成されているとまではいえないものの、それぞれの市場を対象とし、本件取組がそれぞれの市場に与える影響について検討する。

(7) 分離回収装置の構成機器等の調達市場に与える影響について

CCS事業の各過程についての技術が未確立であるため現時点で安定的・継続的な市場が形成されているとまではいえず、X社らの分離回収装置の構成機器等の調達市場におけるシェアは不明である。しかしながら、当該調達市場にはX社ら以外にもX社らと競争関係にある事業者が十数社存在する。

さらに、分離回収装置の構成機器等はCCS事業の分離回収過程の実施に必要不可欠であり、分離回収装置の構成機器等の物品ごとに、その販売を行う事業者が数社にとどまることから、供給者がX社らに対して、対抗的な交渉力を有していると考えられる。

(4) 分離回収役務の提供市場に与える影響について

現段階では、CCS事業の各過程についての技術は未確立であり、CCS事業全体の自立化を政府が支援している状況にあることから、X社らはもとより国内

でCCS事業について先進性のあるプロジェクトを進めている他の事業者も、具体的には自社工場で排出される二酸化炭素の分離回収そのものを検討するにとどまる。これを踏まえると、本件取組が分離回収役務の提供市場へ直ちに影響を与えることはないと考えられる。

(4) 前記(7)及び(4)を踏まえると、本件取組がもたらす競争制限効果は限定的であると考えられる。

ウ 本件取組は、前記アのとおり、大気中に放出される二酸化炭素の排出量の大幅な削減を目的としたグリーン社会の実現に向けた取組であり、目的の合理性が認められる。また、CCS事業を事業として成立させ、実施していくに当たっては、分離回収装置の構成機器等の調達費用の削減が課題であるところ、X社らで共同調達することは課題の解決のために現状で採り得る限られた手段であり、手段の相当性が認められる。

エ 本件取組は、分離回収装置の構成機器等の調達費用の削減を図ることで、X社らにおけるCCS事業を事業として成立させ、もって、我が国におけるCCS事業の担い手を増やすものであり、競争促進効果があるものと考えられる。

オ 前記アからエまでを総合的に考慮すれば、本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

#### 4 回答

本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

## 相談事例4 放送事業者による広告審査業務の共同化

放送事業者5社が、新たに共同で団体を設立し、従来各社で行っていた広告審査業務の一部を当該団体に委託する取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 1 相談者

X社ら5社（放送事業者）

### 2 相談の要旨

(1) X社ら5社（以下「5社」という。）は、放送法（昭和25年法律第132号）に基づく放送事業等を行う事業者（以下「放送事業者」という。）である。我が国のテレビジョン放送のうち日本全国の $\alpha$ 放送（以下「 $\alpha$ 放送」という。）で放送される広告に係る広告枠の販売分野における5社の市場シェアの合計は、約50パーセントである。

(2) テレビジョンで放送される広告の放送を希望する者（以下「広告希望者」という。）は、広告会社経由で放送事業者に対し広告枠の購入を打診し、その広告の内容につき、放送事業者による後記(3)の広告審査を受ける。広告審査を経て放送事業者に採用された広告は、当該広告希望者と放送事業者との間で広告枠供給契約を締結した後、放送される。

テレビジョンで放送される広告に係る広告枠の放送事業者による販売競争は、主に、広告料金の設定、広告を放送する番組の制作・編成、広告放送の頻度・時間帯等を手段として行われている。

(3)ア 放送事業者における広告審査は、大別して、広告の内容が各社の放送基準に合致しているかを確認する表現考査と、実際に放送するか否かの最終的な判断を行う二次考査とがある。

イ 表現考査は各社の放送基準に基づき行われているが、当該基準は各種法令や業界団体が定める放送基準に基づいているため、5社の各放送基準の内容はおおむね一致している。

なお、二次考査の基準は各社で異なる。

ウ  $\alpha$ 放送の広告枠の販売に要するコストに占める表現考査のコストの割合は、5社いずれも1パーセント未満である。

(4) 広告希望者は、同一の内容の広告の放送について複数の放送事業者に広告枠の購入を打診することが一般的であるものの、同じ内容の広告であったとしても、前記(3)のとおり、広告枠を販売する放送事業者各社によるおおむね同一の放送基準に基づく表現審査を重複して受けなければならない。そのため、5社は、広告希望者から、この非効率な状況の改善が求められている。

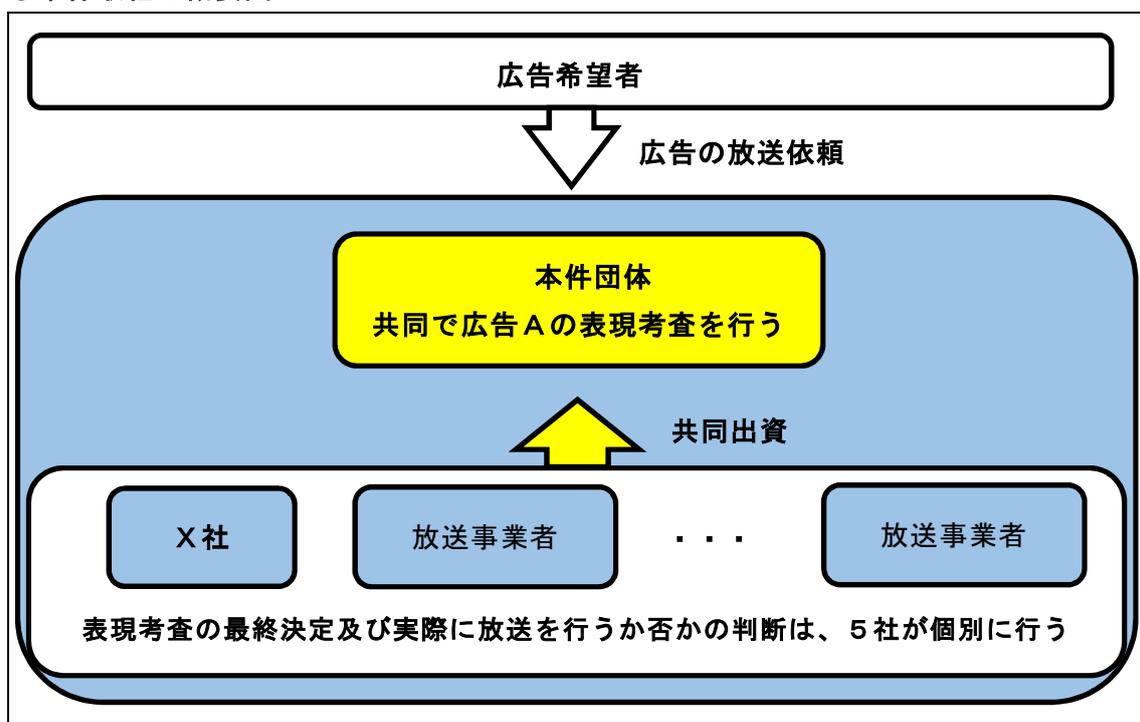
(5) 5社は、前記(4)を踏まえ、事業者団体（以下「本件団体」という。）を共同で設立し、本件団体にα放送で放送する広告の表現審査を委託することで、広告希望者から打診のあった同一の広告の内容について、5社共同で表現審査を行うこと（以下「本件取組」という。）を検討している。

5社は、本件団体が行う表現審査の結果を受けて、個別に当該審査の最終決定を行う。また、5社各社が、本件団体によらない独自の表現審査を行うことも妨げられない。さらに、5社それぞれにおける広告料金の設定、広告を放送する番組の制作・編成、広告放送の頻度・時間帯等に係る情報を5社間及び本件団体との間で共有しない。

なお、実際に広告を放送するか否かの最終的な判断を行う二次審査は、従前どおり5社が個別に行う。

本件取組は独占禁止法上問題となるか。

#### ○本件取組の概要図



### 3 独占禁止法上の考え方

- (1) 事業者が、契約、協定その他何らの名義をもってするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することは、不当な取引制限（独占禁止法第2条第6項）に該当し、独占禁止法上問題となる（独占禁止法第3条）。
- (2) 本件取組は、日本全国の $\alpha$ 放送で放送する広告に係る広告枠の販売分野において合計で約50パーセントのシェアを有する5社が、本件団体を介して表現審査を共同で行うことにより広告枠販売業務の一部を共同化するものであるが、
- ア 表現審査の基準は各種法令や業界団体が定める放送基準に基づいているため、5社の各放送基準の内容はおおむね一致しており、表現審査での競争はほとんど想定されない上、5社は、表現審査の最終決定について、本件取組実施後も個別に行うこととしており、本件団体によらない独自の表現審査を行うことも妨げられないこと
- イ 5社は、各社で基準の異なる二次審査について、本件取組実施後も独自に行うこと
- ウ  $\alpha$ 放送で放送する広告に係る広告枠の販売に要するコストに占める表現審査のコストの割合は5社いずれも1パーセント未満であることから、5社間で共通化される表現審査のコストの割合は小さく、 $\alpha$ 放送で放送する広告に係る広告枠の販売価格に与える影響は軽微と考えられること
- エ 本件取組で共有する情報は表現審査の共同実施に必要な情報に限られており、広告料金の設定に係る情報等重要な競争手段に具体的に關係する内容の情報は5社間及び本件団体との間で共有しないこと
- から、我が国におけるテレビジョン放送のうち $\alpha$ 放送の広告枠販売分野における競争を実質的に制限するものではなく、独占禁止法上問題となるものではない。

### 4 回答

本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

## 相談事例5 メーカーによる温室効果ガス排出量削減に向けたパッケージの仕様の共同研究等【グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に関する相談】

メーカー数社が、温室効果ガス排出量削減に向け、パッケージの一部を小型化・軽量化するための共同研究等を実施することは、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 1 相談者

X社ら数社（製品Aのメーカー）

### 2 相談の要旨

(1) X社ら数社（以下「X社ら」という。）は、製品Aの製造販売業を営む事業者である。我が国における製品Aの製造販売分野におけるX社らの市場シェアの合計は、70パーセントから80パーセント程度である。一般消費者は主に内容や価格により製品Aの選択を行っている。

(2) X社らは、製品Aに係るパッケージについてそれぞれ開発を行っているが、パッケージの更なる小型化・軽量化に当たって高度の知見が必要となる場合には、パッケージメーカーの協力を得ることがある。

製品A業界では、グリーン社会の実現に向けた温室効果ガス排出量削減等の観点からパッケージの更なる小型化・軽量化が求められており、製品Aのパッケージの一部であるパッケージ $\alpha$ もその例外ではない。X社らは、パッケージ $\alpha$ について、更なる小型化・軽量化を検討しているが、その実現には、特定の機能と利便性の確保を両立させるための技術的課題があると認識している。また、パッケージ $\alpha$ の仕様を変更し実用化するためには、製品Aの製造、流通、販売等の方法の見直しを含めたサプライチェーン全体での取組が不可欠であり、X社らは、製品Aのメーカーがこれらについても対応する必要があると考えている。

(3) そこで、X社らは、これらの課題を解決するため、以下のアからキまでの内容で、パッケージ $\alpha$ の更なる小型化・軽量化の仕様（以下「本件仕様」という。）について共同して研究開発等を行うこと（以下「本件取組」という。）を検討している。X社らは、パッケージ $\alpha$ の本件仕様の実用化により従来と比較して少ない温室効果ガス排出量で製品Aを供給できると見込んでいる。

なお、仮に本件取組を1社で行った場合にX社らが単独で負担することが困難となるような膨大なコストが生じることは想定されていない。

ア 本件取組の対象は、パッケージ $\alpha$ の本件仕様の研究開発及びパッケージ $\alpha$ の本

件仕様の実用化により生じる製品Aに係るサプライチェーン全体への影響の分析とその対応策の検討とする。

イ パッケージα以外のパッケージ及び製品Aの開発及び製造は、各社が独自に行う。

ウ 製品Aのパッケージとして本件仕様によるパッケージαを採用した場合、製品Aの製造に要する費用全体に占めるパッケージαの製造に係る費用の割合は、各社において最大でも10パーセント程度である。

エ 本件取組の実施期間は3年程度とする。

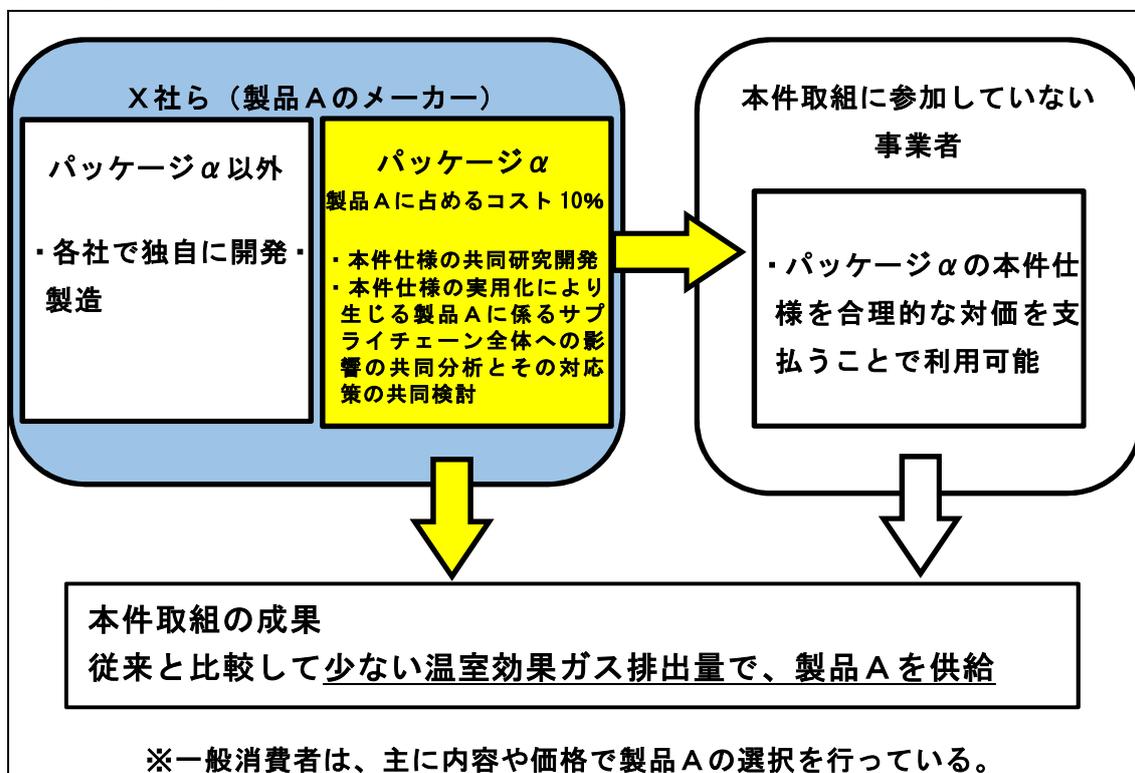
オ 本件取組の成果であるパッケージαの本件仕様は、X社らの共有とし、本件取組に参加していない事業者も、X社らに対し、合理的な対価を支払うことでパッケージαの本件仕様を利用することができる。

カ パッケージαに係る本件仕様の策定が行われた後も、製品Aのメーカーは引き続き、パッケージα以外のパッケージを使用した製品Aを製造販売できる。

キ パッケージα及び製品Aの製造・流通・販売に係る費用・価格、数量、取引先等の情報は共有しない。

本件取組は、独占禁止法上問題となるか。

#### ○本件取組の概要図



### 3 独占禁止法上の考え方

(1)ア 事業者が、契約、協定その他何らの名義をもってするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することは、不当な取引制限（独占禁止法第2条第6項）に該当し、独占禁止法上問題となる（独占禁止法第3条）。

また、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもってするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することは、私的独占（独占禁止法第2条第5項）に該当し、独占禁止法上問題となる（独占禁止法第3条）。

イ グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果（注）を持つものであり、温室効果ガス削減等の利益を一般消費者にもたらすことが期待されるものでもある。そのため、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は基本的に独占禁止法上問題とならない場合が多い。

（注） 「競争促進効果」とは、事業者等による取組の結果として新たな技術、商品、市場等が生み出され、事業者間の競争が促進されることを指し、効率性の向上とも称される場合もある。また、「優れた商品」とは、温室効果ガス削減に資する商品であり、これには、当該商品の生産段階若しくは使用段階又は当該商品が部品として組み込まれた最終製品の生産段階若しくは使用段階における温室効果ガス削減に資する商品も含まれ得る。

ある具体的な事業者等の取組に競争制限効果が見込まれつつ競争促進効果も見込まれる場合、当該取組の目的の合理性及び手段の相当性（より制限的でない他の代替的手段があるか等）を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮して、当該取組が独占禁止法上問題となるか否か判断されることとなる。

【参考】グリーンガイドライン「はじめに」2「基本的考え方」

ウ 共同研究開発に係る競争事業者間の取組が独占禁止法上問題となるか否かの検討に当たっては、まず、競争制限効果の有無及び程度について、次の点を考慮して検討が行われる。

【参考】共同研究開発ガイドライン第1-2(1)（判断に当たっての考慮事項）  
グリーンガイドライン第1-3(2)イ（ア）（共同研究開発）等

(7) 共同研究開発の参加者の数、市場シェア等

研究開発の共同化に関連する市場としては、製品とは別に成果である技術自体が取引されるので、技術市場も考えられる。技術市場における競争制限の判断に当たっては、参加者の当該製品についての市場シェア等によるのではなく、当該技術市場において研究開発の主体が相当数存在するかどうかを基準となる。

(4) 共同研究開発の性格（基礎研究、応用研究、開発研究の別等）

研究開発は、段階的に基礎研究、応用研究及び開発研究に類型化することができるが、この類型の差は共同研究開発が製品市場における競争に及ぼす影響が直接的なものであるか、間接的なものであるかを判断する際の要因として重要である。特定の製品開発を対象としない基礎研究について共同研究開発が行われたとしても、通常は、製品市場における競争に影響が及ぶことは少なく、独占禁止法上問題となる可能性は低い。

(5) 共同研究開発の必要性

研究にかかるリスク又はコストが膨大であり単独で負担することが困難な場合、自己の技術的蓄積、技術開発能力等からみて他の事業者と共同で研究開発を行う必要性が大きい場合等には、研究開発の共同化は研究開発の目的を達成するために必要なものと認められ、独占禁止法上問題となる可能性は低い。

(6) 共同研究開発の対象範囲、期間等（対象範囲や期間が必要以上に広汎に定められていないか等）

エ なお、研究開発の共同化自体が独占禁止法上問題とならない場合であっても、参加者の市場シェアの合計が相当程度高く、規格の統一又は標準化につながる等、事業に不可欠な技術の開発を目的とする共同研究開発において、ある事業者が参加を制限され、これによってその事業活動が困難となり、市場から排除されるおそれがある場合に、例外的に研究開発の共同化が独占禁止法上問題となることがある。

(2) 本件取組には、温室効果ガス排出量削減が見込まれることから、本件取組は、グリーン社会の実現に向けた取組であることが認められる。以下、これを前提に検討する。

ア 本件取組のうち共同研究開発に係る取組は、我が国における製品Aの製造販売分野で合計約70パーセントから80パーセントのシェアを有するX社らが、製品Aのパッケージの一部であるパッケージαの仕様の変更等を対象として、研究開発の中でも製品市場における競争に直接的な影響が及ぶ可能性が高いとされる開発研究を共同で行うものであり、また、研究開発に係るコストが膨大であって単独での負担が困難であるという事情が認められるものではないが、

(7) 国内には製品Aのメーカーに加えパッケージメーカーが複数存在するなど研

究開発・製造主体として相当数の事業者が存在することから、パッケージαの更なる小型化・軽量化の研究開発は、本件取組に参加しない事業者によっても可能であること

- (イ) 本件取組開始後もパッケージαの製造並びに製品Aの開発及び製造は、各社が独自に行うこと
- (ロ) 消費者は主に内容や価格で製品Aの選択を行っていることに加え、製品Aのパッケージとして本件仕様によるパッケージαを採用した場合の製品Aの製造に要する費用全体に占めるパッケージαに係る費用の割合は、各社において最大でも10パーセント程度であることから、本件取組における研究開発が製品Aの製造販売市場における競争に及ぼす影響は軽微と考えられること
- (ハ) 本件取組における研究開発の実施に当たり、X社らの間で共有される情報は、本件取組に必要な事項に限られ、パッケージα及び製品Aの製造・流通・販売に係る費用・価格、数量、取引先等の情報は共有せず、パッケージα以外のパッケージ並びに製品Aの開発及び製造は、各社が独自に行うこと
- (ニ) 本件取組に参加していない事業者も、本件取組の成果であるパッケージαの本件仕様を、合理的な対価を支払うことで利用することができることに加え、製品Aの製造販売はパッケージαの本件仕様を用いずとも可能であること

から、本件取組によって、パッケージαの研究開発における競争に与える影響は軽微であり、製品Aの開発及び製造といった製品A市場に与える影響も軽微であること、他方でパッケージαの本件仕様が実用化された場合、従来と比較して少ない温室効果ガス排出量で製品Aを供給できるため、本件取組には、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果があることから、これらを総合的に考慮すれば、独占禁止法上問題となるものではない。

イ また、本件取組のうちパッケージαの本件仕様の実用化により生じる製品Aに係るサプライチェーン全体への影響の共同分析とその対応策の共同検討についても、我が国における製品Aの製造販売分野で合計70パーセントから80パーセントの市場シェアを有するX社らが行う取組ではあるものの、共同研究開発の成果である本件仕様の影響の分析・検討、具体的には、パッケージαの小型化・軽量化に伴う製品Aの製造、流通、販売等の方法に対する影響についての分析・検討にとどまるものであり、前記ア(イ)ないし(ロ)の各事実を踏まえれば、製品Aの製造販売分野における競争に影響を与えるものではなく、独占禁止法上問題となるものではない。

#### 4 回答

本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

## ＜事業者団体の活動に関する相談＞

### 相談事例6 ガソリンスタンド過疎地における休業日の調整（休日輪番制）

事業者団体が、特定のガソリンスタンド過疎地において、会員が経営するガソリンスタンド間で休業日を調整する取組を行うことについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

#### 1 相談者

×組合（ガソリンスタンドを運営するガソリン等販売事業者を組合員とする石油商業組合）及びその上部団体（各都道府県の石油商業組合を構成員とする連合会）

#### 2 相談の要旨

- (1) レギュラーガソリン等の給油や灯油の配送等を通じて、石油製品等を需要者に販売するガソリンスタンド（サービスステーションともいい、以下「SS」という。）は、国民生活や経済活動を支える重要かつ不可欠な社会インフラとされている。一方で、SSを運営する事業者の多くは中小零細企業であり、乗用車の燃費向上等により石油製品の需要が減少する中、働き手不足・後継者難、施設の老朽化等の課題も相まって、SS数も減少を続けており、平時のみならず災害時の「最後の砦」として地域を支えるSSネットワークの維持・強化に向けた取組の強化が喫緊の課題とされている。

【参考】「第7次エネルギー基本計画」令和7年2月18日閣議決定

- (2) ×組合の組合員の中には、市町村内のSSが3か所以下の自治体（以下「SS過疎地」という。）でSSを運営する組合員が複数いる。その中には、地域の燃料供給を担うエッセンシャルワーカーとして、年に数日程度の休業日以外は毎日営業する組合員が複数いる。それらのSSを経営する組合員の中には、働き手不足の影響から十分な従業員数を確保することができず、厳しい労働環境下でSS事業を維持している組合員が多く、また、経営者を含めた働き手の高齢化も進んでおりSS事業を引き継ぐ者がいない組合員も多い。
- (3) ×組合は、SS過疎地におけるSSネットワークの維持のためには、経営者を含めた働き手の身体的負担を軽減し、労働環境を改善することが必要な方策の一つと考えている。一方で、SS過疎地で営業するSSの休業に当たっては、当該地域内への燃料供給体制の確保を図る必要があり、同一のSS過疎地内に所在するSSの一斉休業は回避しなければならないと考えている。

(4) そこで、X組合は、同一のSS過疎地内に所在する複数の組合員を対象に、X組合が主導して、次のアからウまでの内容で当該組合員の休業日が重ならないように調整すること（以下「本件取組」という。）を検討している。

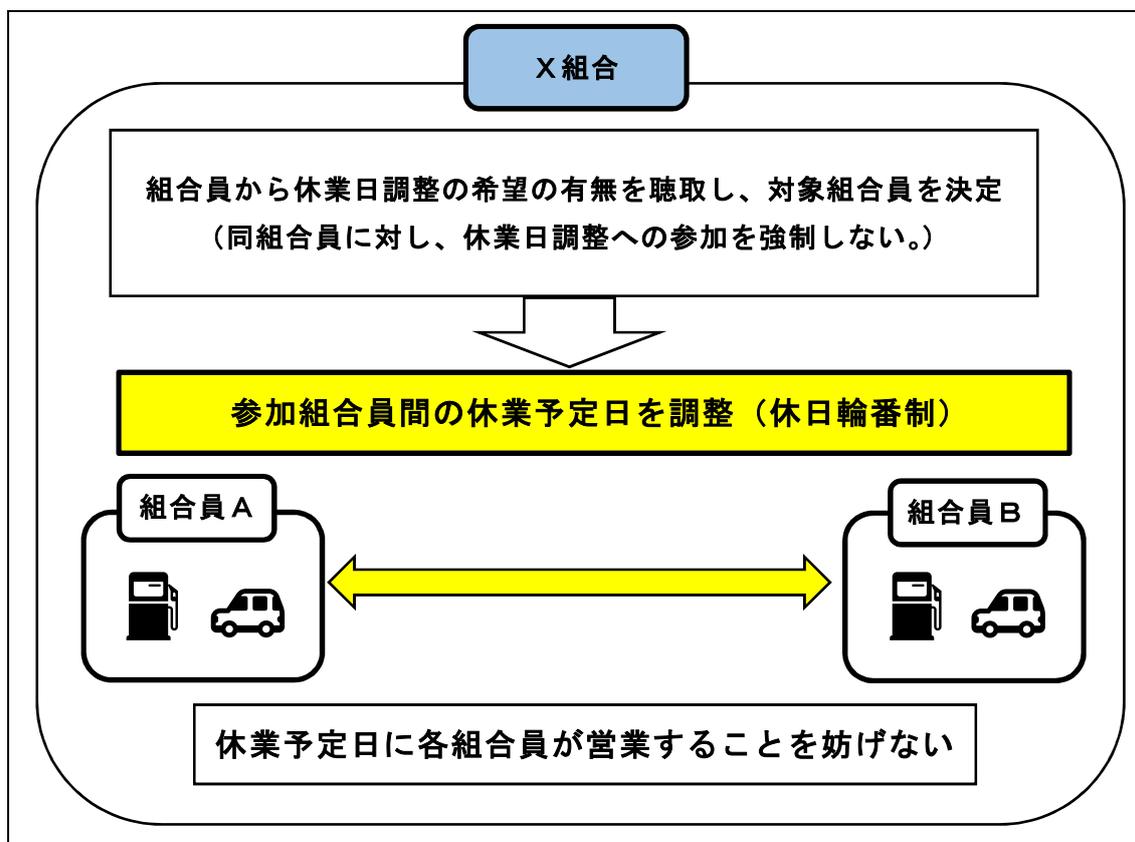
ア X組合は、同一のSS過疎地内に所在する組合員から休業日調整の希望の有無を聴取し、休業日調整の対象となる組合員を決定する。この際、X組合は同組合員に対し、休業日調整への参加を強制しない。

イ X組合は、休業日調整に任意で参加する組合員（以下「参加組合員」という。）の間で、休業日が重ならないように各参加組合員が休業できる日（以下「休業予定日」という。）を調整する。この調整過程に特定の事業者を差別的に取り扱う内容は含まれず、また、各参加組合員が休業予定日に営業することを妨げない。

ウ 休業予定日に休業する参加組合員は、事前に休業日を店頭で周知し、当該参加組合員のSSでの給油等を希望する需要者が、休業日前に給油等を行えるようにする。

本件取組は、独占禁止法上問題となるか。

#### ○本件取組の概要図



### 3 独占禁止法上の考え方

- (1) 営業の種類、内容、方法等は、事業者間の競争の手段となり得るものであり、事業者団体がこれを制限することにより競争を阻害することは、独占禁止法上問題となるおそれがある（独占禁止法第8条第3号、第4号及び第5号）。

事業者団体が正当と考える目的に基づいて事業者の休業予定日について調整を行うなどの自主規制等における競争阻害性の有無については、①競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものではないか、及び②事業者間で不当に差別的なものではないかの判断基準に照らし、③社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のものかの要素を勘案しつつ、判断される。

また、自主規制等の利用・遵守については、構成事業者の任意の判断に委ねられるべきであって、事業者団体が自主規制等の利用・遵守を構成事業者に強制することは、一般的には独占禁止法上問題となるおそれがある（事業者団体ガイドライン第2-8(2)（自主規制等））。

- (2) 本件取組は、

ア SS過疎地におけるSSネットワークの維持のために必要な方策の一つと考えられる経営者を含めた働き手の身体的負担の軽減と、SS過疎地内における燃料供給体制の確保との両立を図るという取組の目的が正当であること

イ 次の点から、競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものとはいえないこと

(7) 各参加組合員の休業予定日を調整するにすぎず、各参加組合員が自己の休業予定日とされた日に営業することは妨げられず、各参加組合員の営業日や休業日の設定の自由を拘束するものではないことから、参加組合員の競争手段を制限するものではないこと

(4) 調整した休業予定日に休業する参加組合員は事前に休業日を店頭で周知するため、当該参加組合員のSSでの給油等を希望する需要者は休業日前に給油等を行えるほか、当該参加組合員の休業日に給油等を希望する需要者は、同一のSS過疎地内で休業していない他の参加組合員のSSで給油等ができることから、需要者の利益を不当に害するものではないこと

ウ 事業者間で不当に差別的な内容となっていないことから、独占禁止法上問題となるものではない。

### 4 回答

本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

**相談事例7 事業者団体の構成事業者に対するアンケートの実施及び集計結果の共有  
(事前相談制度による相談、令和6年12月23日公表)**

一般社団法人日本種苗協会が、会員事業者のうち野菜種子部会に所属する事業者に対し、特定の野菜品目類ごとの種子に係る生産地域ごとの作柄について、選択式による任意回答のアンケートを実施し、その結果を集計したものに客観的な統計処理等を行った情報を野菜種子部会員に共有しようとする事について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

**1 相談者**

一般社団法人日本種苗協会（種苗メーカー等を会員とする事業者団体）

**2 相談の要旨**

本件は、一般社団法人日本種苗協会（以下「日本種苗協会」という。）が、会員事業者のうち野菜種子部会に所属する事業者（以下「野菜種子部会員」という。）に対し、特定の野菜品目類（以下「本件野菜品目類」（注1）という。）ごとの種子（以下「野菜種子」という。）に係る生産地域（注2）ごとの作柄（注3）について、選択式による任意回答のアンケート（以下単に「アンケート」という。）を実施し、その結果を集計したものに客観的な統計処理等を行った情報（以下「本件情報」という。）を野菜種子部会員に共有しようとするもの（以下「本件取組」という。）である。

本件取組は、本件情報を野菜種子部会員に共有することをもって、野菜種子部会員が野菜種子の安定供給に貢献できるようにすることを目的としたものである。

（注1）①アブラナ科葉菜類（キャベツ、ハクサイ、コマツナ等）、②アブラナ科根菜類（ダイコン、カブ等）、③ネギ類（ネギ、タマネギ、ニラ等）、④ナス科果菜類（トマト、ナス、ピーマン、パプリカ等）、⑤ウリ科果菜類（スイカ、メロン等）、⑥マメ科野菜類（エンドウ、インゲン、エダマメ等）、⑦その他（ニンジン、レタス、ゴボウ、ホウレンソウ等）の7品目類をいう。

（注2）基本的に大陸ごととなるが、ユーラシア大陸については、東アジア、南アジア・中近東及び欧州、国内については、関東甲信越以北及び東海以南にそれぞれ回答対象を細分化する。

（注3）作柄とは、農作物の収穫高や生育の状況をいう。種子の作柄は、収穫される種子の量が平年と比較してどの程度増減するかを確認することにより把握されている。

(1) アンケートの内容

アンケートは、本件野菜品目類ごとの種子に係る生産地域ごとの作柄について、選択式により任意で回答を求めるものである。

(2) 野菜種子部会員への情報共有

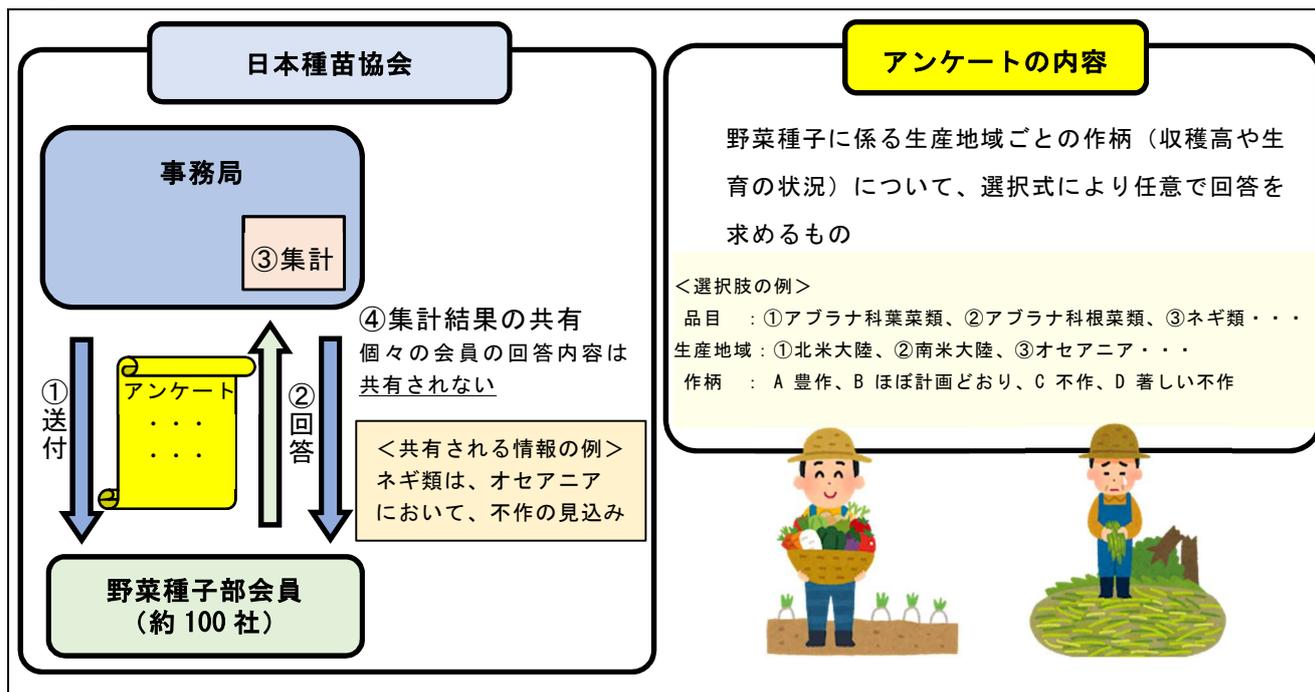
日本種苗協会の事務局は、アンケートを回収後、本件情報を、各野菜種子部会員に対し、共有する。

(3) アンケートに係る情報の管理

アンケートに係る回答の管理及び回答結果の集計等、アンケートに係る情報の管理は、野菜種子部会員を含まない日本種苗協会の事務局のみで行う。

本件取組は、独占禁止法上問題となるか。

○本件取組の概要図



3 独占禁止法上の考え方

本件取組は、事業者団体である日本種苗協会が、その構成事業者たる野菜種子部会員から、野菜種子の生産に係る情報を収集し、その結果を野菜種子部会員に共有するものであるから、独占禁止法第8条第1号の観点から検討した。

本件取組は、

- (1) 本件情報が、野菜種子に係る生産地域ごとの作柄の傾向を示す情報にとどまることから、各構成事業者たる野菜種子部会員の現在又は将来の事業活動における重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報ではないこと
- (2) アンケートに係る情報の管理は野菜種子部会員を含まない日本種苗協会の事務局のみで行われ、野菜種子部会員に対し共有される本件情報は客観的な統計処理等が行われたものであることから、本件情報が野菜種子部会員間で共有されることにより野菜種子部会員相互の行動が予測可能になる又は野菜種子部会員間で競争制限に係る共通の意思が形成されることにならないことから、独占禁止法上問題となるものではない。

#### 4 回答

本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

## 相談事例 8 後発医薬品メーカーの団体が供給状況等を分析して公表する取組

後発医薬品メーカーの団体が、当該医薬品メーカーの団体が属する連合会が調査して公表する出荷状況等のデータを基に分析を行い、それにより得られた医薬品の有効成分別の供給状況を概括的にまとめて整理し、公表する取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 1 相談者

X協会（後発医薬品メーカーの団体）

### 2 相談の要旨

(1) X協会は、後発医薬品メーカーを会員とする団体である。X協会の会員は、後発医薬品の製造販売市場において、約 70 パーセントの市場シェアを占める。

Y連合会は、医薬品メーカーを会員とする団体により構成される連合会であり、X協会もその会員である。国内の医薬品を供給しているほとんど全ての医薬品メーカーは、Y連合会の傘下のいずれか又は複数の団体に所属している。

(2)ア 後発医薬品は、使用数量の割合<sup>3</sup>が約 80 パーセントとなるなど医療を支える重要な構成要素であるものの、増産対応が困難であるなどの産業構造上の課題もあり、供給不安が続いている。

イ 医薬品の品目別の出荷状況<sup>4</sup>は、Y連合会により公表されている。これは、医薬品の供給不安を解消する目的で、Y連合会が傘下団体の会員である医薬品メーカーを対象に、その取引先の卸売業者に対する医薬品の品目別の出荷状況の実態を調査した結果である。

また、医薬品の品目別の販売数量を調査して、そのデータを販売している事業者がおり、同データは業界で広く利用されている。

ウ 医薬品は、1つの有効成分につき複数の品目が薬価基準に収載されている場合がある。そのため、品目別に供給の実態を把握すると十分な供給がないように評価される場合があるものの、有効成分別に供給の実態を把握すれば当該有効成分を有する医薬品についての供給が安定していると評価できる場合もあることが指摘されている。

例えば、同一の有効成分を有する複数の品目について出荷停止等となった場合でも、当該有効成分を有する別の品目について販売数量の多い医薬品メーカー 1

<sup>3</sup> 後発医薬品が存在する医薬品全体を分母とした後発医薬品の使用数量の割合

<sup>4</sup> 卸売業者からの注文数量に対する出荷量の充足状況を定性的に表したもの

社が需要全体を満たすのに十分な量を供給している場合、品目別に把握すると供給に不安が生じていると評価され得るものの、有効成分別に把握すれば供給に不安はないと評価できることがある。

このようなことから、X協会は、医薬品供給の正確な実態の把握には、有効成分別に供給の実態を把握する必要があると考えている。

(3) X協会は、後発医薬品の供給不安を解消する目的で、次の取組（以下「本件取組」という。）を検討している。

ア 後発医薬品を含む医薬品を対象として、Y連合会が公表している医薬品の品目別の出荷状況と、事業者により販売されている医薬品の品目別の販売数量を客観的に統計処理し、医薬品の有効成分別出荷状況を分析する。

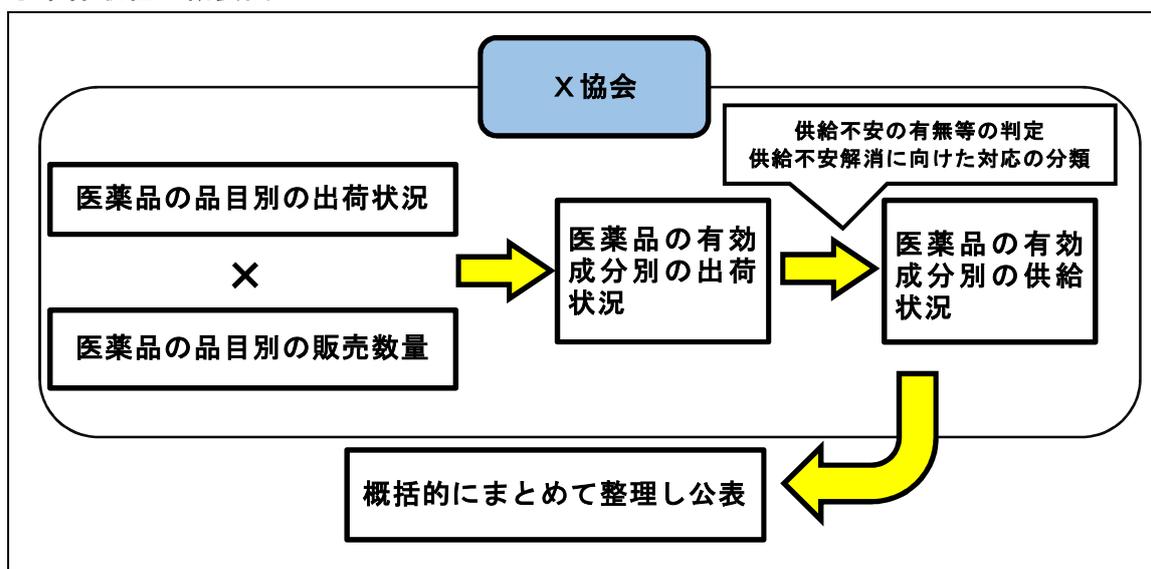
イ 前記アで分析した医薬品の有効成分別出荷状況について、供給不安の有無等の把握を容易にするため、さらに、客観的基準に基づき供給不安の有無等を供給状況として判定する。供給状況が供給不安であると判定された有効成分については、供給不安解消に向けた対応についても分類する。

ウ 前記イの結果を概括的にまとめ、分かりやすく整理し、X協会のウェブサイトに公表する。

なお、X協会は、これらの作業を行うに当たり、情報を取り扱う者をX協会の職員1名とし、X協会の他の職員を含め後発医薬品メーカー等他の者に情報を提供しない措置を採る。

本件取組は、独占禁止法上問題となるか。

#### ○本件取組の概要図



### 3 独占禁止法上の考え方

(1)ア 本件取組は、事業者団体が医薬品の有効成分別の出荷状況等を分析して供給状況として公表する取組であることから、関係する独占禁止法の条文は、第8条第1号である。

イ 事業者団体が、当該産業に関する商品知識、技術動向、経営知識、市場環境、産業活動実績、立法・行政の動向、社会経済情勢等についての客観的な情報を収集し、これを構成事業者や関連産業、消費者等に提供する活動は、当該産業への社会公共的な要請を的確にとらえて対応し、消費者の利便の向上を図り、また、当該産業の実態を把握・紹介する等の種々の目的から行われるものであり、このような情報活動のうち、独占禁止法上特段の問題を生じないものの範囲は広い(事業者団体ガイドライン第2-9(情報活動)(1))。

しかしながら、事業者団体の情報活動を通じて、競争関係にある事業者間において、現在又は将来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内容に関して、相互間での予測を可能にするような効果を生ぜしめる場合がある。このような観点から見て、構成事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の価格又は数量の具体的な計画や見通し、顧客との取引や引き合いの個別具体的な内容、予定する設備投資の限度等、各構成事業者の現在又は将来の事業活動における重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報について、構成事業者との間で収集・提供を行い、又は構成事業者間の情報交換を促進することは、独占禁止法違反となるおそれがある。このような情報活動を通じて構成事業者間に競争制限に係る暗黙の了解若しくは共通の意思が形成され、又はこのような情報活動が手段・方法となって競争制限行為が行われていれば、原則として独占禁止法第8条違反となる(事業者団体ガイドライン第2-9(情報活動)(2))。

(2) 本件取組は、

ア 後発医薬品の供給不安を解消するという社会公共的な要請に対応する目的から行われるものであること

イ 本件取組を行っても、次の理由から、後発医薬品メーカー間で後発医薬品の出荷に係る具体的な内容について相互に行動が予測可能になるような効果は生じず、後発医薬品メーカー間で競争制限に係る共通の意思の形成や競争制限行為が行われることにはならないこと

(7) 本件取組で扱う情報は、既に公表されるなどして一般に利用可能なものであること

(4) 本件取組の実際の作業に当たって、情報を取り扱う者は、1名だけであり、この者は、他の者に情報を提供しないとされていること

(5) 本件取組の結果として得られる医薬品の有効成分別の供給状況は、客観的に

統計処理され概括的に示されるものであって、個別の後発医薬品の具体的な価格や出荷先等、後発医薬品メーカーの現在又は将来の事業活動に係る重要な競争手段の具体的な内容を含むものではないことから、独占禁止法上問題となるものではない。

#### 4 回答

本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

## 相談事例 9 業務提携に向けた情報共有等

事業者団体とその会員である輸送用機械のメーカーが、購入した部品の共同配送の実施に向けた情報共有及び検討を行った上で、会員間で共同配送を実施することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 1 相談者

X工業会（輸送用機械Aのメーカーを会員とする団体）

### 2 相談の要旨

(1) X工業会は、輸送用機械Aのメーカーを会員とする団体である。我が国で製造販売を行う輸送用機械Aのメーカーのほとんどがその会員となっている。

(2) 輸送用機械A業界では、輸送用機械Aのメーカーが、部品メーカーから部品を購入し、それらを用いて輸送用機械Aの製造を行っている。購入した部品の納入に係る配送方法については、部品メーカーが輸送用機械Aのメーカーの工場に部品を届ける方法と、輸送用機械Aのメーカーが部品メーカーの工場部品を受け取る方法（以下「引取物流」という。）の二つがある。

引取物流では、輸送用機械Aの各メーカーが、物流事業者や自社の物流子会社に部品の配送を委託している。この際、いずれに配送を委託する場合でも、輸送用機械Aの各メーカーは、配送のために特殊な装置を用いなければならないなどといった特殊な条件を付すことはしていない。

物流事業者においては、輸送用機械Aのメーカー以外からの配送の委託も受けており、同種の物流サービスの調達市場における輸送用機械Aのメーカーの引取物流のシェアは高くない。

また、X工業会の会員の輸送用機械Aの製品市場におけるシェアは90パーセント超であるが、輸送用機械Aの製造に要する費用全体に占める部品の物流に係る費用の割合は、輸送用機械Aのいずれのメーカーにおいても3パーセント程度である。

(3)ア 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）によって、令和6年4月1日以降、自動車運転業務についての時間外労働時間は、原則として月45時間及び年360時間が上限となり、臨時的な特別の事情がなければ当該上限を超えることができず、臨時的な特別の事情があっても年960時間が上限とされ、トラックドライバーの労働時間が減少するなどにより、物流への影響が懸念されている（以下、このような問題を「物流の2024年問題」という。）。

イ 物流の 2024 年問題の解消に向け、国は「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」（令和 5 年 6 月 2 日経済産業省・農林水産省・国土交通省）において、発荷主事業者及び着荷主事業者に対し、両者間の商取引契約において、物流事業者に過度な負担をかけているものがないか検討し、改善することを促している。

(4) X工業会は、前記(3)を踏まえ、物流の効率化を目的として、輸送用機械 A のメーカーである会員が共同で部品の引取物流を実施すること（以下「共同ミルクラン」という。）を検討している。

ア この検討に当たり、X工業会は、会員とともに、次の(7)から(9)までの取組を行うことを計画している（以下「本件取組①」という。）。

(7) X工業会は、会員と部品メーカーとの売買契約で合意したリードタイム等の条件並びに会員から部品メーカーへの個別具体的な納入指示及び会員から物流事業者への配送指示に係る情報（以下これらを併せて「指示情報」という。）を、共同ミルクランへの参加を希望する会員（以下「参加会員」という。）の物流部門からそれぞれ収集する。

(8) X工業会は、収集した指示情報を参加会員の物流部門に共有し、参加会員の物流部門と共同で「共同ミルクラン」の制度設計を行う。

(9) 参加会員の物流部門は、共有された指示情報を社内の他部署には共有しない。

イ その上で、共同ミルクランについては、次の(7)から(9)までの内容で実施することを検討している（以下「本件取組②」という。）。

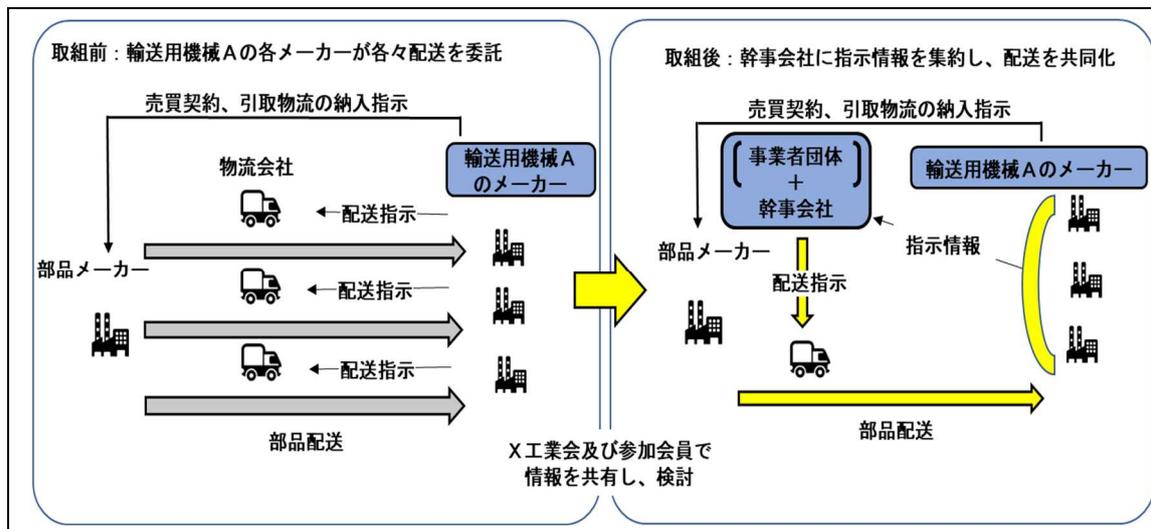
(7) 引取物流のうち、参加会員が物流事業者に配送を委託するものを対象とする。

(8) X工業会は、参加会員の中から 1 社を共同ミルクランの幹事会社として選定し、指示情報を幹事会社の物流部門に集約する。集約される指示情報には、参加会員が取引する部品メーカーの情報や参加会員間で輸送用機械 A の生産数量の予測を可能にするような情報が含まれる可能性がある。

(9) 幹事会社の物流部門は、各参加会員の物流部門から集約した指示情報を基にマッチングを行って物流事業者を手配し、各参加会員の物流部門に対してマッチング結果を共有した上で、参加会員が取引する部品メーカーとも連携して共同ミルクランを運営する。幹事会社の物流部門及び参加会員の物流部門は、情報の取扱いをそれぞれの社内の物流部門のみで行い、他部署に共有しない。

本件取組①及び本件取組②は、独占禁止法上問題となるか。

## ○本件取組の概要図



### 3 独占禁止法上の考え方

本件取組①及び本件取組②は、輸送用機械Aの部品の物流の効率化を図ることを目的として、事業者団体が主導して競争関係にある会員である事業者間での共同ミルクルンについて検討し（本件取組①）、会員間でこれを実施するもの（本件取組②）であることから、関係する独占禁止法の条文は、第3条及び第8条第1号である。

具体的な検討は次のとおり。

- (1) 事業者が、契約、協定その他何らの名義をもってするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することは、不当な取引制限（独占禁止法第2条第6項）に該当し、独占禁止法上問題となる（独占禁止法第3条）。

また、事業者団体による情報活動を通じて構成事業者間に競争制限に係る暗黙の了解若しくは共通の意思が形成され、又はこのような情報活動が手段・方法となって競争制限行為が行われていれば、原則として独占禁止法第8条違反となる。

さらに、情報共有が、現在又は将来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内容に関して、相互間での予測を可能にするような効果を生ぜしめる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（事業者団体ガイドライン第2の9「情報活動」を参照。）。

ここで、価格等重要な競争手段の具体的な内容とは、事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の価格又は数量、取引に係る顧客・販路、供給のための設備等、制限されることによって市場メカニズムに直接的な影響を及ぼす、事業者の事業活動の諸要素のことをいう（事業者団体ガイドライン第2を参照。）。

(2) 本件取組①及び本件取組②は、物流の2024年問題の解消に向けて購入した部品の物流の効率化を図ることを目的として、X工業会が、各参加会員の物流部門から指示情報を収集し、収集した指示情報を参加会員の物流部門のみと共有した上で、参加会員と共に共同ミルクランの制度を設計し（本件取組①）、それを踏まえ共同ミルクランを実施すること（本件取組②）を検討するものである。

本件取組に係る独占禁止法上の問題の有無の検討に当たっては、①共同ミルクランの制度設計段階における情報共有（本件取組①）及び②共同ミルクランの実施（本件取組②）の2段階に分けて検討を行う。

ア 共同ミルクランの制度設計段階における情報共有について（本件取組①）

共同ミルクランの制度設計段階においてX工業会が収集する指示情報には、参加会員の取引先情報や参加会員間で輸送用機械Aの生産数量の予測を可能にするような情報が含まれる可能性がある。しかしながら、参加会員の物流部門は、共有された指示情報を社内の製造部門・販売部門等の他部署に共有しない。

そのため、この情報共有を通じて参加会員間に輸送用機械Aの価格・数量・取引先等の競争制限に係る暗黙の了解若しくは共通の意思が形成され、又はこの情報共有が手段・方法となって競争制限行為が行われることはないものと考えられることから、共同ミルクランの制度設計段階における情報共有（本件取組①）は、独占禁止法上問題となるものではない。

イ 共同ミルクランの実施について（本件取組②）

共同ミルクランは、共同で物流事業を行うものであり、共同物流の独占禁止法上の問題の検討に当たっては、一般に、①物流サービスの調達市場への影響及び②共同物流の対象商品の販売市場への影響について検討することとなる。しかし、本件取組②は輸送用機械Aの部品の購入者が共同で購入した部品の物流事業を行うものであることから、③輸送用機械Aの部品の調達市場への影響についても検討する。

⑦ 物流サービスの調達市場への影響について

輸送用機械Aの各メーカーは、物流事業者や自社の物流子会社に部品の配送を委託し、輸送用機械Aの部品の配送のために特殊な条件を付すことはしていない。さらに、購入した部品の配送を受注する物流事業者においては、輸送用機械Aメーカー以外からの配送委託も受けており、参加会員の物流サービスの調達市場におけるシェアは高くない。

そのため、共同ミルクランの実施が物流サービスの調達市場へ与える影響は軽微と考えられる。

⑧ 輸送用機械Aの販売市場への影響について

輸送用機械Aの製造に要する費用全体に占める購入した部品の物流に係る費用の割合は、いずれの参加会員においても3パーセント程度である。このため、

共同ミルクランの実施に伴い参加会員間で共通化される費用の割合は小さいことから、本件取組②による輸送用機械Aの販売価格へ与える影響は軽微と考えられる。

また、共同ミルクランの実施に伴い幹事会社の物流部門に集約される指示情報には、参加会員の取引先である部品メーカーに関する情報や参加会員間で輸送用機械Aの生産数量の予測を可能にするような参加会員の購入する部品の数量に関する情報が含まれる可能性があるものの、幹事会社の物流部門は、指示情報の取扱いを物流部門のみで行い、社内のお部署に共有しない。また、幹事会社の物流部門から参加会員の物流部門に共有されるマッチング結果については参加会員の物流部門のみで取扱い、社内のお部署に共有しない。そのため、共同ミルクランの実施に伴い行われる情報共有が輸送用機械Aの価格・数量・取引先等の競争制限に係る暗黙の了解若しくは共通の意思が形成され、又はこの情報共有が手段・方法となって競争制限行為が行われることはないものと考えられる。

以上から、共同ミルクランの実施が輸送用機械Aの販売市場に与える影響は軽微と考えられる。

(ウ) 輸送用機械Aの部品の調達市場への影響について

本件取組は、輸送用機械Aのメーカーと部品メーカーとの売買契約が成立した後の部品の輸送面のみのお共同の取組であり、また、前記(ウ)の情報の取扱いを前提すると、共同ミルクランの実施が輸送用機械Aの部品の価格・数量等について、参加会員間での協調的な行動を助長するおそれはないと考えられる。

以上のことから、共同ミルクランの実施（本件取組②）は、独占禁止法上問題となるものではない。

ウ 前記ア及びイを踏まえると、本件取組①及び本件取組②は、独占禁止法上問題となるものではない。

#### 4 回答

本件取組①及び本件取組②は、独占禁止法上問題となるものではない。

## 相談事例 10 協同組合の共同あっせん事業に伴って行われる価格情報等の共有

協同組合が行う共同あっせん事業において、組合員の価格情報等を取りまとめ、組合内で共有した上で営業活動に用いる取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

### 1 相談者

× 協同組合（建設廃棄物の中間処理事業者の協同組合）

### 2 相談の要旨

- (1) × 協同組合は、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）の規定に基づき設立された、建設廃棄物の中間処理事業を営む事業者を組合員とする協同組合であり、大規模事業者を含まないなど独占禁止法第 22 条各号の規定で定める同法の適用除外の要件を満たしている組合である。
- (2) 建設廃棄物の中間処理事業とは、建設廃棄物の排出が見込まれる建設事業者、解体事業者等（以下「排出事業者」という。）から依頼を受け、建設現場から排出される産業廃棄物を回収してリサイクル等を行う事業である（以下、同事業を行う事業者を「中間処理事業者」という。）。
- (3) × 協同組合は、排出事業者が委託先である中間処理事業者を容易に選定できるように、排出事業者の近傍の組合員の処理施設の所在地や、おおよその処理可能数量を排出事業者に提示する共同あっせん事業を行っている。
- (4) × 協同組合の組合員は、その保有する処理施設が所在する県土木事務所の管轄地区内において排出事業者から中間処理業務を受注することが多い。当該管轄地区内に処理施設を有する中間処理事業者には× 協同組合の組合員と同等以上の規模の事業者が複数存在し、当該管轄地区内に処理施設を有する中間処理事業者全体に占める× 協同組合の組合員の数は半数に満たない。
- (5) × 協同組合は、排出事業者の中間処理業務の委託先選定の利便性を高め、組合員の同業務の受注実績を高めることを目的として、前記(3)の共同あっせん事業に、組合員が希望するおおよその処理価格の提示を追加することを検討している。

(6) 検討している共同あっせん事業（以下「本件取組」という。）の概要は次のとおりである。

ア X協同組合は、統一の営業窓口（共同あっせん窓口）を設け、排出事業者に対して営業活動を行う。営業活動を行うに当たり、X協同組合は、各組合員のおおよその処理可能数量、処理価格等を聴取して取りまとめ、組合内で共有した上で排出事業者伝える。

イ X協同組合は、組合員間で担当地区の割当てを行わず、各組合員の価格設定に関与しない。また、排出事業者は、X協同組合の統一の営業窓口が示した組合員に関する資料を見て委託先を自由に選定する。

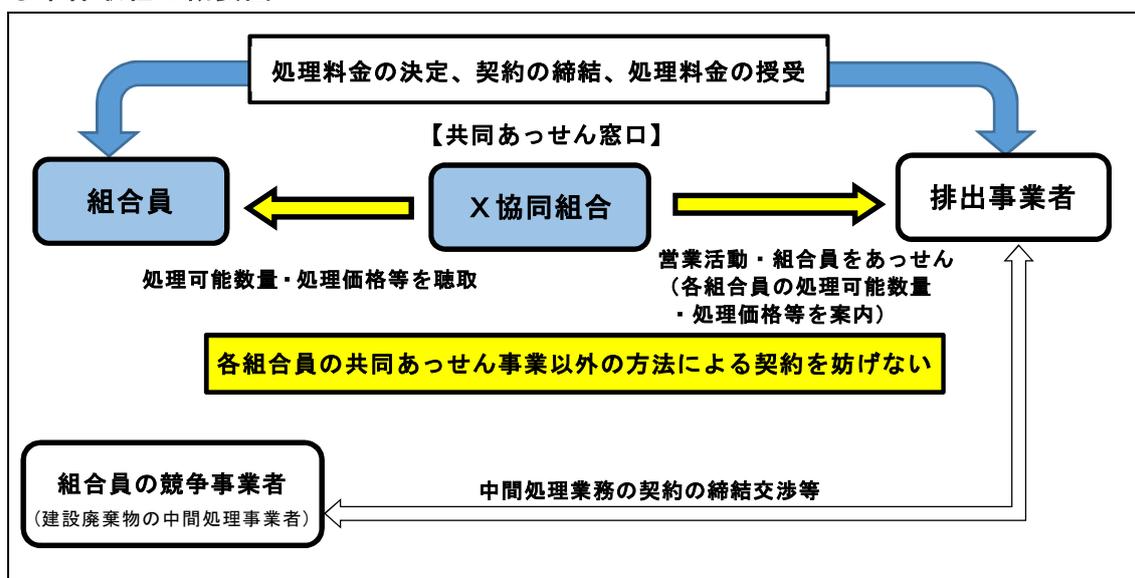
ウ 各組合員は、直接、排出事業者との間で実際に收受する処理料金を協議して決定し、契約を締結する。処理料金の授受も両者の間で行う。

エ 受注した組合員が処理能力の限界などから排出事業者の排出する建設廃棄物を中間処理できないことが判明した場合、X協同組合は直ちに別の組合員をあっせんするなどし、組合員に発注した排出事業者が中間処理ができなくなることをないように努める。

オ X協同組合は、組合員が排出事業者から直接中間処理業務を受注することを妨げない。

本件取組は、独占禁止法上問題となるか。

### ○本件取組の概要図



### 3 独占禁止法上の考え方

(1) 独占禁止法第 22 条の規定により、一定の組合の行為は同法の適用が除外される。すなわち、同条各号の適用除外の要件を備える協同組合が、設立準拠法に基づいて共同経済事業を行うときには、「組合の行為」として、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合を除いて、独占禁止法の適用が除外される。

(2) 本件取組は、X 協同組合が各組合員のおおよその処理価格等を取りまとめ、それを組合内で共有した上で排出事業者に提示するものであるから、組合員間で価格等重要な競争手段の具体的な内容に関して、相互間での予測を可能にするような効果が生じるおそれがあるとも考えられるが、

ア 受注した組合員が中間処理を行えないことが判明した場合には、X 協同組合がその処理が行えるよう別の組合員をあっせんするなど、共同あっせん事業としての実態を備えることから、X 協同組合の設立準拠法である中小企業等協同組合法に基づく共同経済事業として行われるものであり、「組合の行為」として認められること

イ (7) 各組合員が処理料金を決定すること、また、各組合員は共同あっせん事業以外の方法によっても自由に受注できること

(4) 組合員が主に受注する地区内に処理施設を有する建設廃棄物の中間処理事業者には、X 協同組合の組合員と同等以上の規模の事業者が複数存在し、当該地区内に処理施設を有する同事業者全体に占める X 協同組合の組合員の数が半数に満たないこと

から、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合に当たるおそれは低いと考えられること

ウ 会員間で差別的な取扱いをするなど不公正な取引方法に該当する行為は、行われないこと

から、独占禁止法の適用が除外される。

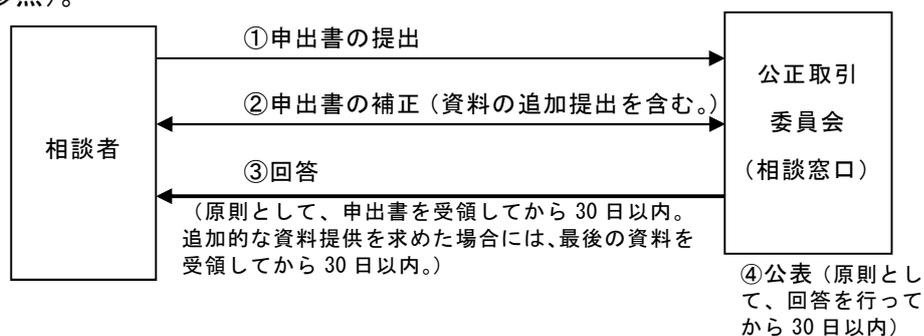
### 4 回答

本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

## 参考1 <相談制度の概要>

### (1) 事前相談制度による相談

公正取引委員会は、平成13年10月から事前相談制度を実施している。事前相談制度とは、申出の要件を満たした相談に対して書面により回答し、申出者名並びに相談及び回答の内容を原則公表するものである（事前相談制度の流れは下図を参照）。



#### <申出の要件>

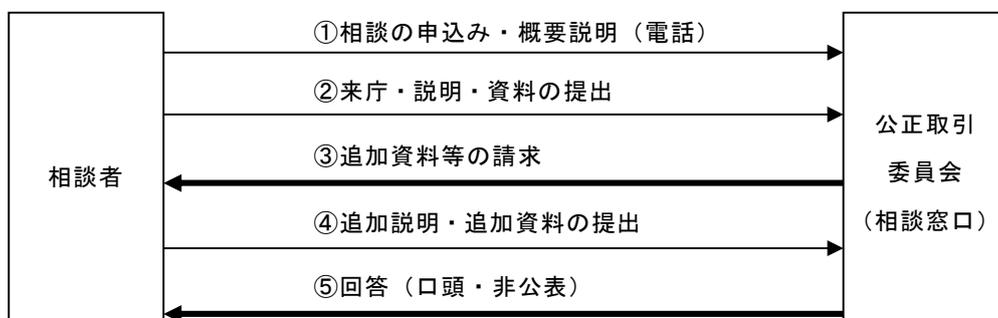
- 相談の対象となる行為を行おうとする事業者等からの申出であること。
- 将来自ら行おうとする行為に係る個別具体的な事実を示すこと。
- 申出者名並びに相談及び回答の内容が公表されることに同意していること。

(事前相談制度) <https://www.jftc.go.jp/soudan/jizen/index.html>

(事前相談制度に係る回答) <https://www.jftc.go.jp/soudan/jizen/soudan/index.html>

### (2) 事前相談制度によらない相談

公正取引委員会は、相談者の負担軽減、相談者の秘密保持等に配慮し、事前相談制度によらない相談（以下「一般相談」という。）も受け付けている。一般相談は、電話、来庁等で相談内容の説明を受け、原則として口頭で回答するもので、迅速に対応するとともに、相談内容等については原則として非公表としている（一般相談の流れは下図を参照。他の事業者等にも参考になると考えられる事案については、相談者の了解を得た上で、相談の概要を公表することがある。）。



(注) これまでの相談事例、ガイドライン等を踏まえて迅速に回答できるものについては、電話で概要説明を受け、即座に回答するもの（①→⑤）もある。

## 参考2 <相談窓口一覧>

相談を希望される場合、下表に掲載されている窓口まで御連絡ください。

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 相談指導室	〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 電話：(03) 3581-5471 <グリーン事前相談窓口> 電話：(03) 3581-5582	茨城県・栃木県 群馬県・埼玉県 千葉県・東京都 神奈川県・新潟県 長野県・山梨県
北海道事務所 総務課	〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 札幌第 3 合同庁舎 電話：(011) 231-6300	北海道
東北事務所 総務課	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 電話：(022) 225-7095	青森県・岩手県 宮城県・秋田県 山形県・福島県
中部事務所 経済取引指導官	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 電話：(052) 961-9422	富山県・石川県 岐阜県・静岡県 愛知県・三重県
近畿中国四国事務所 経済取引指導官	〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 電話：(06) 6941-2174	福井県・滋賀県 京都府・大阪府 兵庫県・奈良県 和歌山県
近畿中国四国事務所 中国支所 総務課	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館 電話：(082) 228-1501	鳥取県・島根県 岡山県・広島県 山口県
近畿中国四国事務所 四国支所 総務課	〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 電話：(087) 811-1750	徳島県・香川県 愛媛県・高知県
九州事務所 経済取引指導官	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館 電話：(092) 431-5882	福岡県・佐賀県 長崎県・熊本県 大分県・宮崎県 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 電話：(098) 866-0049	沖縄県

**参考3 <独占禁止法に関する相談件数>**

令和6年度（令和6年4月から令和7年3月までの間）においては、事前相談制度による相談は1件、一般相談は6,209件であった。一般相談の内訳は、事業者の活動に関する相談が5,998件、事業者団体の活動に関する相談が211件である。

令和6年度における相談を内容別に整理すると、下表のとおりである。

相談内容別件数（企業結合に関する相談を除く。）

（単位：件）

	令和5年度	令和6年度
事前相談制度による相談	1	1
事業者の活動に関する相談	0	0
事業者団体の活動に関する相談	1	1
一般相談	5,910	6,209
事業者の活動に関する相談	5,727	5,998
○流通・取引慣行に関する相談 （うち優越的地位の濫用に関する相談）	5,414 (4,788)	5,675 (5,052)
○共同行為・業務提携に関する相談	151	170
○技術取引に関する相談	13	14
○共同研究開発に関する相談	15	9
○その他	134	130
事業者団体の活動に関する相談	183	211
合計	5,911	6,210

#### 参考4 <ガイドライン>

本事例集に引用等している事業者等の活動に関するガイドラインは、次のとおりである。

(ガイドライン等) <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/index.html>

##### ○ 流通・取引慣行ガイドライン

(「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針(平成3年7月)」)

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/ryutsutorihiki.html>

##### ○ 事業者団体ガイドライン

(「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針(平成7年10月)」)

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/jigyoshadantai.html>

##### ○ 共同研究開発ガイドライン

(「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針(平成5年4月)」)

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/kyodokenkyu.html>

##### ○ グリーンガイドライン

(「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方(令和5年3月)」)

[https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/green\\_gl.pdf](https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/green_gl.pdf)